

千幹。衰廢相尋。吾恐後人乏用。兵政長官宜注意于此。云々。といへり。右藩地の竹林培養方等の事は、改作所舊記に載せたる萬治二年九月郡奉行より里長への達書に、

竹藪村々之覺

河北郡琴村・中尾村・上平村・小竹村・荒山村・田嶋村、石川郡瀬領村・熊走村・城力村・十一屋村・泉村・押野村・八日市村・額谷村・四十萬村・白山村・八幡村。

ハ拾七ヶ所

此の如く山御奉行由比勘兵衛方より被申越候。此紙面之通相違無之様に、如例年竹卷申もの申付、人足繩敷を改、山御奉行人方より切手を取、仕廻候はゞ致書付持參可有之候。内膳殿に令談合、御下行被下儀に候者、受取可遣候間、此通可申渡候。下略

九月廿一日

武部 四郎兵衛  
千秋彦兵衛

石川・河北郡十村共

又萬治三年十月の達書に、

覺

石川郡八幡御林 同ぬか谷御林 同押野御林 同泉野十一屋御林 同野田御林 同瀬領御林 同城力御林 同熊走御林

ハ八ヶ村御林竹藪

右如例年、百姓手透次第卷候様、十村共方に可被仰付候。竹卷之刻、前かど案内申様に可被仰付候。足輕共出し可申候。以上。

十月六日

武部 四郎兵衛様

千秋彦兵衛様

由比勘兵衛

右紙面之通申來候條、人足申付、勘兵衛方へ案内仕、爲卷可申候。以上。

十月六日

千秋彦兵衛  
武部 四郎兵衛

○笹庫の場跡

延寶の金澤圖には笹庫的場を次に掲げたる如く描けり。又元祿の金澤圖及び其の以後の圖共には、長屋氏の邸地疊屋橋の方に入口の柵門ありたる由記載し、藩末の壯猶館建

築前までも疊屋橋の傍に表門ありて、宮内橋橋番人の家腰にも入口あり。之を笹庫的の場と呼べり。三州志來因概覽に云ふ。笹庫的の場は指矢・芝矢稽古場なり。寛永十四年前爰に的場・竹形場を命ぜられ、射手の子弟的の修練、且弓足輕一箇月に七日の演射あり。卷藁も稽古す。是等の事貞享五年八月吉田左太夫・吉田平兵衛より書上る寫あり。相傳ふ、三丸の稽古始りて笹庫的の場演射止むと。湯淺祇庸曰く、利常卿の時は堂形の地に三十三間堂の形なる射場ありしが、寛永の頃米倉を建廣げられしに依りて、彼の射場をば笹倉の地へ移されたり。故に此の地の射場も、三十三間堂の如く六十六間なりと云ひ傳へたり。文政年中に、疊屋橋の方入口門脇の地を、藩士渡邊新藏の邸地に賜はりたる頃、堂形の間敷に障らずや否やとの由を射手裁許に尋問ありしといへり。平次按ずるに、堂形の米倉を建廣げられしは寛永十三年なれば、射場を此の地へ移されしも此の時ならんか。貞享五年八月弓術家の吉田氏よりの上申書にも、寛永十四年前的場・竹形場を命ぜられ、射手の子弟及び弓足輕の稽古致し、卷藁も笹庫にて稽古し、矢笹をも爰

